

令和8年度京都府中小企業等のワーク・ライフ・バランス推進及び
育児休業取得促進に係る企業支援業務評価基準

1 評価基準

項目	細項目	評価の着眼点	配点
業務実施面	①組織体制	・事業責任者の配置、通常時の運営体制、雇用者の確保、緊急時の対応やバックアップ体制等、安定した運営を図ることが期待できるか。	10
	②業務スケジュール	・各事業ごとに妥当な計画・時間配分がされ、業務完了に至るまでの過程が明確に説明されているかどうか。	5
	③業務の実績	・同種・類似業務を行った実績があり、ワーク・ライフ・バランスや育児休業取得促進の支援等に十分な成果を収めているか。	5
		小計	20
事業提案内容	①本事業に対する提案者の認識・理解	・社会保険労務士等の資格を有するメンバーを統括し、事業目標を達成することが期待できるか。 ・社会情勢、京都府の現状、地域特性、中小企業を取り巻く環境や、業種、業態ごとの環境の違い等を踏まえた、適切なワーク・ライフ・バランス、男性育児休業取得及び女性活躍等の推進支援を実施できるか。	10
	②「働きやすい職場環境づくり支援」の支援メニューと支援内容	・事業者独自の知見やノウハウ・経験などを生かした創意工夫がみられるか。 ・働きやすい職場環境づくりにつながる具体的かつ実現可能な提案となっているか。 ・企業ごとの課題やニーズに対応できる支援メニューと内容になっているか。 ・支援のメニューや内容が、対象者の行動変容を促す働きかけ・内容になっているか。	20
	③男性育休促進セミナーの内容	・内容や実施方法について、独自の知見、ノウハウや経験を生かした創意工夫が見られ事業目的を踏まえた具体的かつ実現可能な提案となっているか。 ・男性育休に関心の低い企業へも参画を促す内容となっているか。	15
	④事業広報	・企業支援については、支援企業の掘り起こし・アプローチ方法について、具体的かつ実現可能な提案となっているか。 ・セミナーについては、具体的な広報・周知の手段が組み立てられており、参加者の確保が見込まれるか。	15
		小計	60
府内企業	本拠・拠点の所在	・提案者の本拠・事業拠点が府内にあるかどうか。	5
経費	経費見積	・事業の実施に必要な経費等が適切に見積もられ、事業の対象者や内容、効果等からみて適切な範囲であるとともに、委託上限金額の範囲内か。	15
総合点			100

※上記項目のうち、「府内企業」及び「経費」については、客観的評価項目として男女共同参画課で採点を行い、「業務実施面」と「事業提案内容」については、外部有識者が採点及び意見陳述を行った上で、その取りまとめ（平均点の算出等）を男女共同参画課で行う。

2 採択基準

採択にあたっては、総合点の高い事業者から順に採択する。

また、採択事業者が採択後に辞退した場合は、事業期間の確保や実施体制を確認した上で、不採択とした事業者のうち、総合点の高かった事業者を辞退事業者に代わり採択するものとする。

【評価方法】

◇次の基準に基づいて採点

	【配点：20点】	【配点：15点】	【配点：10点】	【配点：5点】
優れている	20	15	10	5
やや優れている	16	12	8	4
普通	12	9	6	3
やや劣る	8	6	4	2
劣る	4	3	2	1

◇府内企業は、以下の基準により採点

【配点：5点】

本拠(本社)が京都府内に所在している。	5
業務推進の拠点(支店等)が府内に所在している。	3
上記以外で府内在住者を雇用	2
上記以外	0

◇経費は、以下の基準により採点

【配点：15点】

満点（15点）×（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格） ※小数点以下第3位を切り捨てる。	
上限価格を超過	無効